

# さいたま市自治基本条例検討委員会

## 第16回 会議の記録

日時	平成 23 年 3 月 3 日(木) 18:45~22:50
場所	大宮区役所 南館 301 会議室
参加者 ※敬称略	〔委員等〕計 12 名 歌川 光一／小野田 晃夫／栗原 保／染谷 義一／高橋 直郁／富沢 賢治／中田 了介 ／中津原 努／福島 康仁／堀越 栄子／湯浅 慶／渡邊 初江 (欠席者:伊藤 巖／内田 智／遠藤 佳菜恵／古屋 さおり／細川 晴衣／三宅 雄彦／吉川 はる奈) 〔事務局:さいたま市〕計6名 企画調整課主幹 松本孝／総合振興計画係長 柿沼浩二／総合振興計画係主査 松尾真介 ／総合振興計画係主査 島倉晋弥／総合振興計画係主任 高橋格／企画係主任 清水慶久 〔地域総合計画研究所〕1名 齋藤 侑男 〔傍聴者〕なし
議題及び 公開又は 非公開の 別	1 開会 2 議題 (1)中間報告(素案)について 3 その他 4 閉会 <p style="text-align: right;">[公開]</p>
配付資料	次第 資料1 さいたま市自治基本条例検討委員会中間報告(素案) 参考資料1 市民から寄せられた意見
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

### 1 開会

#### ○事務局

(本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)

(会議の公開と傍聴者の確認)

(参考資料 1 市民から寄せられた意見の説明)

(資料 自治基本条例関係WEBアンケート修正の説明)

#### ○堀越委員

- ・ 委員構成の説明に出てくる「大学教授」は「有識者」に直してはどうか。
- ・ 「市政への参加」の定義が、行政への参加に限定しているようで、非常に狭いのではないかと。例示されているほかに、市長への手紙や自治会を通じて意見を伝えることなどもあるのではないかと。

### ○富沢委員

- ・ 「市の意見募集等を通じて意見を言うこと」では、限定的な気がする。「市民が市政に対して様々な方法を通じて積極的に意見を言うこと」などとして、より広義に捉えた方が良いのではないか。

### ○事務局

- ・ 「意見募集や提案など、さまざまな方法で・・・」と例示する方法もあるかもしれない。

### ○堀越委員

- ・ 「市政への参加」の説明にある「最終的な市の意思決定は、議会と市長が責任を持って行うことが基本であり、参加には含みません」という一文は要らないのではないか。混乱するだけだと思う。

### ○事務局

- ・ 消す方向で検討する。

### ○堀越委員

- ・ 「より多くの方々の市政への参加が大切との考え方」に対する賛否を問う設問で、「より多くの方々」を「(市内在住の未成年者・外国人、市内への通勤・通学者、市内で活動する事業者、市民活動団体など)」と説明している箇所は唐突すぎるのではないか。

### ○事務局

- ・ 「より多くの方々」だけでは、回答者によって様々な捉え方をしてしまう。事務局としては、未成年者・外国人などの参加に対する市民の意見も収集しておいた方が良くと考えており、具体的な例示を入れたい。

### ○福島委員長

- ・ 外国人の参加と通勤・通学者の参加という2つの要素が含まれている。

### ○事務局

- ・ アンケート結果は検討委員会で活用するだけではない。今後、執行部として条例案を議会へ提出していく中で説明責任を果たしていくためにも、現時点で考えられる範囲で、必要なことはアンケートに入れて聞いておく必要がある。この設問への回答理由について次の設問で自由に記述してもらうこととした。これにより回答数が減るかもしれないが、意見を収集しておいた方が良く考えており、この箇所は必要であると考えている。有権者の参加と非有権者の参加の両方について限られた設問数という制約があるが、市民の認識を確認しておきたい。

### ○湯浅委員

- ・ 「有権者の市政への参加はもちろんのこと、同時により多くの方々」として、「同時に」を追加すれば良いのではないか。

### ○小野田委員

- ・ 市民の感覚では、「まちづくりへの参加」という文章から連想するのは、まずは「住んでいる人」、次に「通勤・通学者」、そして最後に「外国人」となるのではないか。

### ○中津原副委員長

- ・ 「在住者」、「通勤・通学者」で良いのではないか。

### ○渡邊委員

- ・ 仮に市民の意見が2つに分かれることになっても、私たちはこの問題を議論していかねばならない。行政としてシミュレーションするために必要ということならば、事務局案のままでも良いのではないか。

### ○事務局

- ・ 市内在住、市外在住、そして個人から団体という流れで列挙している。

### ○堀越委員

- ・ いろんな意見がある以上、最終的には企画調整課に引き取ってもらうしかない。

## 2 議題

### 中間報告(素案)について

(福島委員長より、変更箇所を確認。意見を求める。)

### 中間報告の基本的な考え方

#### ○事務局

- ・ 6ページ、条例案骨子の構成図(5)⑩組織に、人員体制や職員の育成が追加されていることから、「人員体制等」を追加している。

#### ○堀越委員

- ・ 「人員体制」では、人数の問題として受け取ってしまう。人数以外にどのような内容が含まれるのか。

#### ○福島委員長

- ・ 「組織」のところで触れることにする。

## (1)総論

#### ○富沢委員

- ・ 「まちづくり及び市政運営」とあるが、「まちづくり」はより広義の概念として、その中に市政運営を含むものと整理したはずなので、「及び市政運営」を取ってしまうても良いのではないか。

#### ○中津原副委員長

- ・ 広義の「まちづくり」と、そこに含まれる「市政運営」を「及び」で繋いでいる。

#### ○高橋委員

- ・ 「市政運営を含むまちづくり」とすれば良いのではないか。

#### ○歌川委員

- ・ 「市政運営・まちづくり」の順序で「・」で繋げば、不自然ではない。

#### ○渡邊委員

- ・ 「(5) 市政運営・まちづくり」とあり、それに合わせれば良いのではないか。

#### ○堀越委員

- ・ 美しくはないが、「まちづくり(市政運営)」が分かりやすいのではないか。

#### ○高橋委員

- ・ 【条例案骨子】は「まちづくり」だけにして、【考え方・解説】で「市政運営」を含むと説明してはどうか。

### ○事務局

- ・ 後ろの方で「まちづくり」も「市政運営」も両方出てくるので、ここでは、両方が挙がっている方が良いのではないか。

### ○福島委員長

- ・ 議論を整理すると、中間報告としては、「まちづくり（市政運営を含む）」とするのが望ましいのではないか。

### ○高橋委員

- ・ 8ページ「②自治の基本理念」の【条例案骨子】における「市長等」とは何を指すのか。

### ○事務局

- ・ 「市長及びその他の執行機関」を指している。執行機関というのは、選挙管理委員会など独立した権限を持つ機関である。「信託」については議論のあるところで、「信託」が選挙を通じて行われるということであれば、議会ではなく議員ではないか、執行機関のうち選挙の対象となるのは市長のみではないかという議論もあり、その辺は後々検討していかなければならないところではないか。

### ○高橋委員

- ・ 「等」の部分が市長の補助機関である職員ではなく、市長から独立している「その他の執行機関」であるなら理解できる。

### ○中津原副委員長

- ・ 9ページ「③用語の定義」の【考え方・解説】の「(市民とは)」に説明のある「土地建物など資産を有する者」は、市政やまちづくりに関わりの深い存在だと思う。きちんと責任を持って欲しい、ということで「市民」に入れておくべきではないか。

### ○事務局

- ・ これまで議論していないが、北九州市などのように「市民」に含めている事例もある。

### ○富沢委員

- ・ 中間報告では入れないで、後々の検討課題としてはどうか。

### ○堀越委員

- ・ 9ページの【考え方・解説】の「市民」の定義の説明で、「事業活動や公益的活動その他様々な活動を行う者」としているが、事業活動と公益的活動の順序を変えた方がスムーズに読めるのではないか。

### ○湯浅委員

- ・ 同じページの「市民自治」の説明に「協治」という用語があるが、どの程度定着している用語なのか。墨田区の事例しか見たことがない。「ガバナンス」なら分かるが、そうすると横文字に対する抵抗もあると思う。

### ○事務局

- ・ しっかりと説明できないのであれば、中間報告の時点では削ってしまっても良いのではないか。

### ○堀越委員

- ・ 議会や市長だけでなく、市民も様々な場面で活躍するという趣旨からは、統治ではなく「協治」の方が良いのではないか。

## (2)市民の権利と責務～(4)市長・職員の役割と責務

### ○堀越委員

- ・ 18ページ「②職員の役割・責務」の【考え方・解説】の最後に「市、各区、地域コミュニティの人的、社会的資源を柔軟に活用していくためのコーディネート能力」とあるが、「事業者」の資源もコーディネートする対象に含むべきではないか。また、「活用」という表現は一方的なもので、反発を招くのではないか。文章が長いので分割してはどうか。

### ○福島委員長

- ・ この箇所では、政策形成能力とコミュニケーション能力、コーディネート能力の3つについて言及している。

### ○堀越委員

- ・ コーディネート能力の説明としては、表現がふさわしくないと思う。
- ・ 「市民自治を推進していくためのコーディネート能力」としても良いのではないか。

### ○中津原副委員長

- ・ 同じページの【考え方・解説】の下から2つ目の「・」に、「職員が自ら市民との対話の場に参加するなど、市民自治への積極参加」が望まれるとあるが、【条例案骨子】には相当する表現がない。

### ○堀越委員

- ・ 1番目を「法令等を遵守するとともに、市政の運営に携わり、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない」として、2番目に「市民とともに市民自治を推進する立場であることを自覚し、共に推進していく」という項目を設けた方が分かりやすいのではないか。

### ○福島委員長

- ・ 2番目に、「市民とともに市民自治を推進する立場であることを自覚し、行動する」と入れることで、どうか。

### ○中津原副委員長

- ・ 政策形成能力もその中で育つものではないか。

### ○富沢委員

- ・ 【考え方・解説】の下から2つ目の後段にある「市民自治への積極的参加が望まれます」という表現を【条例案骨子】でも活かしてはどうか。

### ○福島委員長

- ・ 「職員は、市民とともに市民自治を推進する立場であることを自覚し、積極的に参加する」としてはどうか。

### ○事務局

- ・ 「参加するように努めるものとする」ではどうか。

### ○高橋委員

- ・ 前後の文末は「しなければならない」となっているのに、最も重要な一文が「努めるものとする」では弱いのではないか。

### ○福島委員長

- ・ 「努めなければならない」とする。

## (5)市政運営・まちづくり(①～⑤)

### ○中津原副委員長

- ・ 24ページ「⑤市民の意見等への対応」というタイトルでは弱いのではないかと。

### ○富沢委員

- ・ 「対応義務」としてはどうか。

### ○中津原副委員長

- ・ 「応答義務」は提案に対して応答することであり、その方が分かりやすいのではないかと。

### ○福島委員長

- ・ 「応答義務」は、アカウントビリティに対応する用語であり、分かりやすい。

### ○中津原副委員長

- ・ 「市民の意見等への対応義務」でも良い。

### ○事務局

- ・ 21ページ「②情報共有等」の最後の「個人情報保護条例等の範囲内で、積極的な取組が望まれます」という表現については、「法令等に基づき」としたほうが分かりやすいという議論があったが、個人情報保護条例では「次に掲げる場合以外は外部提供してはならない」と規定しており、「条例等に基づき、積極的に」と修正することは疑問であるので、そのまま「範囲内で」となっている。

### ○高橋委員

- ・ 20ページ「②情報共有等」の【条例案骨子】では、「情報公開の総合的な推進」を「(1) 情報開示」と「(2) 情報提供」の順番で記載しているが、まず「情報提供」があるべきで、さらに不備があれば「情報開示」という順序ではないかと。

### ○福島委員長

- ・ 指摘の通りだと思う。

### ○高橋委員

- ・ 23ページ「④協働」の【考え方・解説】の下から2つ目の「・」にある「協働プロジェクトチーム」は、「市民及び職員から選出」となっているが、議会から選出されることも必要ではないかと思う。

### ○堀越委員

- ・ その場合、記載する順番を「市民・議員・職員等から選出」としてはどうか。

### ○福島委員長

- ・ そのように修正する。

## (5)市政運営・まちづくり(⑥～⑪)

### ○事務局

- ・ これまでの議論の中で、30ページ「⑪組織、人員体制等」の【条例案骨子】にある「組織風土」が分かりにくいので、「組織全体の姿勢」に直すべきという意見もあったが、「姿勢の醸成」という表現も分かりづらいので、そのままとなっている。

### ○中津原副委員長

- ・ 同じページの【考え方・解説】の一番下の文では、「組織風土（市民を積極的に受け入れていこうとする組織全体の姿勢）を醸成」となっているが、それで良いか。

#### ○堀越委員

- ・ 「企業の組織風土」などの使われ方をしている。

#### ○高橋委員

- ・ 組織全体の「姿勢」を「あり方」に換えれば良いのではないかと。

#### ○堀越委員

- ・ 同じページの【考え方・解説】の最初にある「（組織等の整備）」は「（組織の整備等）」ではないかと。また、「人員体制」は、単なる人数の配置という印象を受ける。

#### ○中津原副委員長

- ・ 適材適所に配置するという事ではないかと。組織は入れ物であり、そこに職員を配置するという事だが、「人員体制」は確かに分かりづらいかも。

#### ○高橋委員

- ・ 当初は、「組織・人事」だった。

#### ○福島委員長

- ・ 大学には、組織管理と人的資源管理を研究する人材マネジメントという科目があるが、まさに合致するような気がする。

#### ○湯浅委員

- ・ 行政では「人員体制」という言葉を使う。民間企業なら「人事政策」と言うが、それが適当ではないとすれば、「人員体制」が良い。

#### ○富沢委員

- ・ 「組織の整備及び職員の適正な配置、職員育成等に努めるものとする」ではどうか。

#### ○堀越委員

- ・ 「職員体制」としたほうが良い。

#### ○福島委員長

- ・ 「組織管理」と「人員体制」は重複するのではないかと。「組織管理」の中に「人員体制」は含まれる。対案が無ければ、原案通りとしたい。

#### ○中津原副委員長

- ・ 【条例案骨子】の方は、「組織の整備及び職員の適正な配置、職員育成等」とする。

#### ○中津原副委員長

- ・ 25ページ「⑥住民投票」の【検討課題】には、「常設型、非常設型のどちらが望ましいか」、「住民投票における「住民」の定義をどうするか」とあるが、【条例案骨子】では常設型か非常設型かを特定せずに、「住民投票を実施することができる」としているだけで、「別の条例で定める」としている。そのことを【考え方・解説】で説明してはどうか。今の【条例案骨子】でどのように読めるかということを書いておくべきではないかと。

#### ○事務局

- ・ 委員会で方向性は出ていないのではないかと。【考え方・解説】では、「別に条例で定める」とした理由を明確にする必要があると考える。

#### ○中津原副委員長

- ・ 検討課題に書くことは良い。いずれにしても後で決めなければならない。

#### ○福島委員長

- ・ 現状でどちらかを書き込むことは難しい。

### ○湯浅委員

- ・ 中間報告の段階としては、これまでにこういう議論をしてきたという、現状解説しかできないのではないかと。

### ○渡邊委員

- ・ 今の段階では、各自の意見を出してもまとめきれないのではないかと。これから、一人ひとりの意見を文書で出して、それを読んだ上で議論をするなど、議論の仕方を決める必要がある。意見の一致は難しいと思うが、議論は必要である。

### ○中津原副委員長

- ・ 条例で何をどこまで言っているかが分からなければいけない。

### ○事務局

- ・ 【検討課題】は、常設型か非常設型かということも、「住民」の定義についても、条例に委ねている状況であり、今後の検討課題となっているということではないかと。

### ○中津原副委員長

- ・ 「住民」の定義は、住民投票で扱う問題によるべきものではないかと。一概に決められるものではない、ということは書いておきたい。

### ○福島委員長

- ・ 例えば「合併」と「原発」では投票権者が違うということか。

### ○湯浅委員

- ・ 事務局の問いかけは、常設型か非常設型かということも、「住民」の定義についても、明確になっていない、ということか。

### ○事務局

- ・ 常設型か非常設型か、住民投票における住民の定義についても決めずに別の条例に委ねると決定するのであれば、委員会としてそのように決定した理由を書くべきではないかと、ということである。

### ○中津原副委員長

- ・ 「住民」の定義は、テーマによって「住民」の範囲が異なってくるので、その都度条例で定める、ということではないかと。

### ○小野田委員

- ・ 「常設型、非常設型のどちらが望ましいか」という書き方で【検討課題】に挙がっていると、中間報告では時間的に固まっていなかったが、最終報告では結論を出さないといけない、という時間的制約を感じる。

### ○中津原副委員長

- ・ 最終報告でも、どちらが良いとは書かないこともあり得るのではないかと。

### ○事務局

- ・ 最終報告の段階でも結論は出さない、ということもあると、住民投票という項目がそもそも必要なのか、ということにもなる。概要だけは決める必要があるのではないかと。

### ○高橋委員

- ・ その議論は、【条例案骨子】にある「別に条例で定める」段階において行えば良い。自治基本条例の段階で、常設か非常設かという議論をする必要はないと思う。



### ○堀越委員

- ・ 市民自治のためには、住民投票は必要だと思う。しかし、住民投票条例をつくるということは、大変な事であるし、この場で決められることでもない。「この場では中味までは作らない」と決めてしまっても良い。慎重に検討するということが良いと思う。

### ○渡邊委員

- ・ 私は常設型が必要だと思っている。

### ○高橋委員

- ・ 例えば「住民投票検討委員会」などの組織ができたときに、判断してもらえば良いのではないか。

### ○福島委員長

- ・ 中間報告の段階ではいろいろな意見があるので、それを見極めて判断することにしたい。

### ○事務局

- ・ 「検討課題」の書き方として、現時点での検討状況を記述した上で、「住民投票に関して自治基本条例にどこまで規定するか」など検討課題を整理する方向で検討してはどうか

### ○堀越委員

- ・ 27ページの「⑧財政運営」の【条例案骨子】の一つ目の文章を市長等と議会の主体別に分けたことで、議会は中長期的視野に立つだけで良いことになってしまうが、それだけでは十分とは言えないと思うが、どうか。

### ○富沢委員

- ・ 「中長期的視野に立った」という表現を削除すれば、問題は解決するのではないか。

### ○堀越委員

- ・ 「議会は、市の意思決定を行うに当たっては、効果的かつ効率的な市政運営、財政の健全性の確保を図らなければならない」とすべきではないか。

### ○事務局

- ・ (3)の「①議会の役割・責務」にも、議会の責務が書いてある。この財政運営のテーマで、どのようなことを書くべきか考える必要があると思う。

### ○中津原副委員長

- ・ この文章だと、例えば「一律7%カット」というような財政健全化だけで進める、というように読める。

### ○事務局

- ・ 市長等が主語となっている文章の方は、「効果的かつ効率的な市政運営」も「必要な財源の確保」も「市の財政の適切な管理及び効率的な運用」も「財政の健全化」にかかっているという構成になっている。議会に対しても同様の規定を設けることができるかどうか。

### ○高橋委員

- ・ 「考慮しなければならない」だから、「財政の健全性」だけということではないと思う。

### ○中田委員

- ・ 財政にとって中長期的視点は大事な視点であり、当然議会にも必要な視点であると思う。

### ○福島委員長

- ・ 長期的視野をあえて言うという意味はあると思うので、このままで良いと思う。

## (5)市政運営・まちづくり(⑫～⑭)～(7)その他

### ○堀越委員

- ・ 34ページ「①身近なコミュニティ」の【条例案骨子】の2つ目に出てくる「自治会等、事業者、市民活動団体など」とあるが、事業者と市民活動団体の順序を逆にしてほしい。また、市民活動及び協働の推進条例では、「市民活動団体」には自治会も含むと整理していたはずだがどうか。

### ○事務局

- ・ この中間報告では、市民活動団体の定義はしていない。市民活動及び協働の推進条例では定義をしているが、そのまま当てはめても良いものか、議論が必要になる。事業者と市民活動団体の順番を逆にすることで良いか。

### ○福島委員長

- ・ 順番を入れ替えることとする。

### ○中津原副委員長

- ・ 自治会は、市民活動団体に埋没させない方が良い。

### ○高橋委員

- ・ 同じページの【考え方・解説】の最初に出てくる「補完性の原理」は、地方行政に馴染みが薄い一般の人には理解しづらいものであるので、もう少し詳しい解説が必要ではないか。

### ○事務局

- ・ 「地域で解決できることは地域で解決する」という考え方である。

### ○高橋委員

- ・ それだけでは理解できないだろう。個人から国まで、各レベルで対応できる事はそれぞれの段階で行うことだろう。それが市民自治にも繋がる。

### ○福島委員長

- ・ 補足説明を追加したい。

### ○堀越委員

- ・ 12ページ「②市民の責務」の【考え方・解説】の3番目の「・」に公共サービスの説明があるが、分かりづらい。公共サービス基本法第2条では、「国民が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすもの」となっている。「需要」を「必要」か「ニーズ」などに変えて、定義してはどうか。

### ○富沢委員

- ・ 「必要」という方が分かりやすい。

### ○事務局

- ・ 「市民が日常、社会生活を円滑に営むための基本的な必要を満たすサービス」など、修正を考える。

### ○中田委員

- ・ 全体的に、英語やカタカナが多い。コーディネート能力など、一般の人に分かるかどうか。分かりやすくするためには、解説が入ると良い。

### ○小野田委員

- ・ 高齢者に一番必要な「ハザードマップ」が、高齢者には分からないという話もある。

#### ○堀越委員

- ・ ボランティアコーディネーターなど、固有名詞になっていることもある。

#### ○事務局

- ・ 中間報告であり、今の段階で精査するのは困難なので、このままとしたい。

#### ○渡邊委員

- ・ さいたま市の人口構成では、30歳台が一番多い。37歳～39歳が圧倒的。そういった条件も考慮に入れて、これから考えていく必要がある。

#### ○堀越委員

- ・ 箇条書きの頭の「・」を、アイウエオにしてはどうか。

#### ○事務局

- ・ 欠席者からの意見をお伝えしておく。「条例の見直し」という項目について、「『適宜見直しを行う』ではなく、きちんと動かして、その上で変えるものがあるなら変える。体制が変わったから変えるとか、こころろ変えるのでは、市民がついていけない」という意見があった。

#### ○福島委員長

- ・ ある程度の時間が必要ということではないか。

### 3 その他

#### (条例の名称について)

#### ○富沢委員

- ・ 5ページの「さいたま市自治基本条例の目指す方向性」にあるように、「市民にとって分かりやすく、説得力のある条例とし、市民の関心を高められる」ことが重要。
- ・ 名称を現段階で決定する必要はないが、「仮称」を決めておいてはどうか。
- ・ 「市民自治基本条例」を提案したい。

#### ○福島委員長

- ・ 「仮称」を付けるか。欠席者もいる中で、この場で決めて良いかどうか。

#### ○中津原副委員長

- ・ 反対する訳ではないが、市長も議会も一緒にやって欲しい、という気持ちが強い。あまり市民だけを前面に出すと、市民だけという風にと取られないか。議会、市長が自分たちの条例と思ってもらえれば良い。

#### ○富沢委員

- ・ 憲法における「国民主権」に対応するものとして、自治基本条例における「市民主権」を強調したい。市民と議会と市長との関係は、並列的な関係ではなく、市民がまずあって、それから議会と市長が市民のため存在するのだ。

#### ○中津原副委員長

- ・ 例えば、さいたま市市民活動及び協働推進条例は、市民の活動についての条例。こちらはより幅広いものだと思う。

#### ○渡邊委員

- ・ 「市民」を入れて欲しい。市民の参加が大切だと思う。

**○中田委員**

- ・ 富沢委員に賛成だが、「市民によるまちづくり条例」の方がより良いのではないか。

**○堀越委員**

- ・ 「市民」を入れることに賛成。市民が選んだ人たちと一緒にやる。市民力を発揮するように。

**○中津原副委員長**

- ・ 反対ではないが、危惧を感じている。

**○湯浅委員**

- ・ 副題の中で市民を入れてはどうか。何かが主体的に主張する、突出するというよりは、担い手の3者がお互いに協働しないといけない。

**○堀越委員**

- ・ 副題を入れるのであれば、「市民・市長・議会によるまちづくり協力宣言」と入れてはどうか。

**○事務局**

- ・ 副題付きの条例はあるかどうか。

**○中津原副委員長**

- ・ 愛称としてあっても良いのでは。

**○事務局**

- ・ 逐条解説に入ってくることはあるかもしれないが、中間報告として書くかどうか。

**○富沢委員**

- ・ 「仮称」を付けてもよい。このまま進んでしまうと、「自治基本条例」という名称が既成事実となって、今後変更できなくなってしまうと思い、提案した。

**○高橋委員**

- ・ あえて「仮称」を掲げ、市民にも条例の名称を考えてもらうことが大事ではないか。

**○事務局**

- ・ 5ページに、この議論の経過を入れることで良いか。

**○福島委員長**

- ・ 欠席者の意見も聞く必要がある。富沢委員の提案は納得するだろうが、早急に決めて良いものなのか。

**○事務局**

- ・ 全体に関わる修正はどうか。市民フォーラムに向けた準備があるので、9日には、締め切り、最終チェックとしたい。

**○渡邊委員**

- ・ 前は出席率が良く、みんな提案を見ているはず。

**○富沢委員**

- ・ 有力な対抗意見がなければ、ぎりぎりまでこの案で検討してほしい。あくまで現段階では「仮称」でよい。

**○中田委員**

- ・ 時間がないのなら今のままで「仮称」を被せることはできるか。

**○中津原副委員長**

- ・ 条文には名称を謳うところはないか。

**○渡邊委員**

- ・ 表紙だけに入れることはできないか。

**○富沢委員**

- ・ 「自治基本条例」という名称で進んでしまうと、後で直すことは難しくなる。今、「市民自治基本条例」という名称を入れた方が良い。

**○事務局**

- ・ 「仮称」とは、議会で正式に決まるまでは必ず付いている性格のものである。

**○堀越委員**

- ・ 前回の委員会を出されて、異論が無くてなぜダメなのか。懸念がわからない。

**○富沢委員**

- ・ せめて、「今日の委員会の議論では、『市民自治基本条例』という結論になった」と記録しておいて欲しい。

**○福島委員長**

- ・ 5ページの「(3) さいたま市自治基本条例の目指す方向性(性格・特徴)」の次に記載する。

**(その他)**

**○堀越委員**

- ・ 3ページの「はじめに(中間報告書の作成に当たって)」で、「大学教授」を「有識者」に修正。「NPO活動など地域活動」とあるが、「地域活動」を「市民活動」に修正してほしい。

**○富沢委員**

- ・ 「思い」という表現は、「共通の思い」という文言で用いられている「想い」という漢字で統一するほうが良い。

**○事務局**

- ・ 今回は、3月9日(水)に開催する。

以上